

令和 7 年 6 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令 和 7 年 6 月 5 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和7年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年6月5日（木）
（開会）9時00分 （閉会）9時37分

2. 場 所 東川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者16人 欠席者3人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博		○	13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁		○	15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久		○
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 議案第3号 武雄市非農地証明願について 5件
 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 2件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局

皆さん、おはようございます。

令和7年6月の農業委員会総会を始めたいと思います。

本日は3番松尾隆博委員、5番中村和仁委員、18番坂口友久委員より欠席の届出がありました。欠席者3名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和 7 年 6 月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、1 番 大島 栄 委員、12 番 原田 宗喜 委員
を指名します。
今回は、議案第 1 号から第 3 号までの審議をお願いいたします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 5 月総会審議後の転用許可状況について報告。

会 長 事務局から報告がありました、皆様からお尋ね等ございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

会 長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第 3 条の規定による許可申請が 5 件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。

申請番号 1 番です。土地は、〇〇町の畑 1 筆で 446 平米です。申請事由です。譲渡人は、小作で作ってもらっており、農地を譲渡して欲しいと依頼されていた。譲受人は、隣が自分の農地であるため耕作したい。農地の価格は 〇〇円です。

申請番号 2 番です。土地は〇〇町の畑 1 筆の 1,112 平米。申請事由です。譲渡人は遠方に住んでいるので、管理ができない。譲受人は、自宅に近く管理がしやすいということで、農地の価格は発生しておりません。

申請番号 3 番です。土地は〇〇町の田 2 筆の 1,129 平米です。申請事由です。譲渡人は市外に居住しており、耕作管理ができない。譲受人は、自宅に近く耕作・管理がしやすいということで、農地の価格は、2 筆で 〇〇円です。

申請番号 4 番です。土地は〇〇町の畑 3 筆の 702 平米です。申請事由は、譲渡人は市外に居住しているため、耕作・管理が難しい。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は発生しておりません。

申請番号 5 番です。土地は〇〇町の田 1 筆の 227 平米です。申請事由は、譲渡人は、耕作管理が困難である。譲受人は、以前から耕作しており、譲渡

人から譲り渡したいと申し出があり、維持管理をするということで、農地の価格は発生しておりません。

以上 5 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 5 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 〇〇番、〇〇です。4 番の案件ですけれども、空き家になった家があって、そこを譲渡人の〇〇さんが相続することになって、今は〇〇にいらっしゃって、とにかく税金かかるから、どうにか処分したい。家も解体されて、更地になってました。〇〇の譲受人の方、この方も、推進委員さんと一緒に行ったんですけど、推進委員さんから、呼んで欲しいということで、この方も来られたんですけども、30 分ぐらい遅れて来られた。場所、分かっているのかなど、確認されてるかっていうことですね。一応、畑を作る、野菜を作る、何月に何を作る、何を作る、そういうふうに言われたからですね、推進委員さんが、この近くに住んでいらっしゃるので、目を光らせるということで、一応、印鑑は押しましたけど。これからこのような事例が出てくる、増えてくるんじゃないかなあと思いました。

〇〇番 質問いいですか。

会 長 〇〇番。

〇〇番 お二人は知り合いですか。

〇〇番 いや。

事務局 0 円物件っていうインターネット上で、不動産を 0 円でお譲りしますみたいな、0 円物件っていうサイトがあります。そちらに、この〇〇さんの方で登録をされてて、〇〇さんとかその他にもいろいろ応募があったみたいなんですけども、そこでいろいろ条件合わせられて、この〇〇さんが譲り受けられるという話になったということです。

〇〇番 百姓さんじゃあないとね。

会 長 何も持たないでも、今は買われるから。

〇〇番 見た所、草が茂っていて手も付けられなくなっていた。

〇〇番 1 番ですけど、この方はもみすり業者でして、〇〇さんの土地を前から借りて、半分畑に、半分は粃殻を干す所で、今度話がついて、買うようにされましたけど。家も道を挟んで隣同士みたいなところですよ。問題ありませんでした。

2 番は、親同士が兄弟で、この人たちはいとか同士ということで、もともと親の時代から、この土地はお前にやるという約束をされてたんですけど。なかなかそのままほったらかしておられたんですけど。だんだんもう枝がついてきたので、もう早うしとかんばいかんよということで、今度申請されております。

3 番は、本人は〇〇に住んでいて、もう、こっち、だいぶその土地も山も、持っておられたんですけど。もうどがんもしきれんと。ここは譲受人の〇〇さんの方が、川挟んで隣でして。ちょっと 1 反以上あるんですけど、〇〇て安いような気がします、隣接した家があるんですよ、もともとの大きい家が。その解体費用もこの〇〇さんがみるってということですね。この値段になっております。

〇〇番 質問していいですか。
今まで誰か作ってたんですか。

〇〇番 誰も作ってない、荒れ地。

〇〇番 今度から作るんですか。

〇〇番 多分、〇〇さんは刀根柿の柿農家です。多分、田んぼじゃなくて、柿を植えられると思っています。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

今回は農家じゃあない方、経営がゼロの方が、2 人ほどいらっしゃいます。経営がゼロで、機械でも何でも持っている、耕運機ぐらい持ってるのかなと。ここに出てる限りは事務局が調べてるから大丈夫だと思いますけども、荒れ地にならないように、地元の農業委員さんは、目を光らせていただきたいと思っています。

〇〇番 質問いいですか。
念書を、ちゃんと耕作するということを書いてもらったらどうだろうか。

事務局 3 条申請で農地を新たに取得される方については、3 年間は耕作しますという確約書を全員から提出いただいております。

会 長 こんなふうを買って、後は4・5条の申請で宅地になったり、駐車場になったりする場合もございますので、3年間は必ず耕作されてるところを確認していただきたいと思っております。

 それでは他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5件について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5件については、許可することに決しました。

—————《議案第2号 武雄市農用地利用集積等促進計画（案）》—————

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。

 議案第2号 武雄市農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料は別冊です。

 議案に入ります前に、議案の訂正をお願いいたします。

 農地利用集積等促進計画（案）の18ページ。北方町の申請番号3と4、利用権の終期を令和17年7月31日としていますが、令和17年5月31日が正しいですので、すみませんけれども、訂正をお願いいたします。

 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。

 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

 1ページをご覧ください。こちらに「令和7年度第3号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

 2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

 全体の合計といたしましては、田、新規2件、2筆、3,720平米。再設定36件、73筆、117,869平米。

 畑、再設定6件、15筆、13,882平米です。

 3ページから18ページに各町の詳細を記載しています。19ページから21ページに農業公社で受け受けた分の詳細を記載しております。詳細の中で、経営面積の欄の経営、自作、借入、貸付の欄に数字が記入されていない場合はゼロとなります。

 利用権設定解除については、22ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 2 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番 10 ページの所、10 番、借受人さんが〇〇県〇〇市と書いてあるが、そこから作りに来られるのか。

〇〇番 〇〇のは住所をそこにしているけど、私の家の隣に住んでいらっしゃる。お父さんが今まで百姓してますが、長男が帰ってくるっていう。先月もそういう話をしたと思うんですけど。

会 長 それでは、他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見もないようでございますので、議案第 2 号の質疑をとどめます。議案第 2 号 武雄市農用地利用集積等促進計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案どおり「意見なし」と回答することに決しました。

《議案第 3 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第 3 号 武雄市非農地証明を議題といたします。このことについて、5 件の証明願が提出されています。この議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 武雄市非農地証明願についてご説明いたします。

資料は、議案書 3 ページからになります。

申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 39 平米です。昭和 51 年頃に自宅を東側に改築した後は耕作しておらず、荒地となっており、また、申請地の 3 分の 1 は里道と高低差があるため、石積み法面となっている。今後、農地として利用することはない。ということで、非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断しております。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の畑 119 平米です。30 年以上前に家を建てた頃から、家への進入路及び駐車場として使用しているということで、非農地証明事務処理要領の 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の田 318 平米。平成 3 年頃から廃車置場及び駐車場として賃貸契約を結んで利用しており、宅地化しているということで、非農地証明事務処理要領の第 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑 44 平米。平成 3 年に当該地と隣接する宅地を同時に購入して一般住宅を新築後、庭木を植林しており、畑に復元するのは困難であるということで、非農地証明事務処理要領の第 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 5 番、土地は〇〇町の田 758 平米。昭和 61 年 10 月に所有権を取得後、駐車場として利用しており、宅地化しているということで、非農地証明事務処理要領の第 5 号に該当するものと判断しております

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 1 番と 2 番ですけども、まず 1 番は、もともと家が建っていて、先代畑で幾らか残ったじゃないかなと思いますけども。そういう記録がありまして、現地を見に行きましたけれども、今度、もう高齢で、もう売買するということで、業者の方からちょっと見てくれということで、見に行きました。そういう状況です。

2 番は、もうそこはもうはっきり言って進入路と駐車場になっておりまして、30 年以上前、もっと前だったかなと思いますけども、そういう状況のままでしたので、私もそういうふうな記録をしておりますので、これも現地を見に行きました。以上です。

会 長 他にございませんか。
〇〇委員、ありませんか。〇〇町が出てますけど。

〇〇番 現地確認しかできない状況。フェンスも建っていたし。現地確認だけはしました。

会 長 4 番で〇〇さんの件ですけど、畑まで買われたとですかね、その当時。家を建てる時に。

〇〇番 いや、その時点、家があった。後からみたら、畑になっとったということです。

会 長 分からんで買ったということですね。
他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 3 号 武雄市非農地証明 5 件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 武雄市非農地証明 5 件については、原案どおり証明することに決しました。
以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。

————— 《報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号》 —————

会 長 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 2 件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご説明いたします。

1 番、土地は〇〇町の田 1,445 平米のうち 160 平米です。トラクターや管理機などを格納するための倉庫が必要ということで、転用の時期は、令和 7 年 6 月 30 日までということで、報告が上がっております。

2 番、土地は〇〇町の田 107 平米です。トラクターや管理機などを格納するための小屋が必要ということで、転用の時期は、令和 7 年 10 月 31 日までに転用することで報告が上がっております。

事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員から補足説明があれば、お願いいたします。

〇〇番 〇〇の案件ですけど、元、自分の自宅の隣に農業倉庫があったとですけど。息子さんか帰ってこられて、そこの隣に家を新築するということで、最初、多分、農業委員会に相談があって、一時的に、田ん中に、農機具を置かしてくれ、ということで良からうかと相談があったかと思います。それで、一時的だったら良からうと言わしたので、私の方に連絡がありました。結局、家の方にまた置かれなかったの、そこに、畑に、管理機とかを置く倉庫を建てるような感じになったということです。以上です

会 長 他にございませんか。

〇〇番 2 番の件、現地に行きました。自宅の前の田んぼで、荒れていて、もう何年も作っていないで荒れていた。〇〇さんの息子さんが、地元就職して農業を継ぐということで、管理機とかを保管する倉庫を建てたいということでした。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番 基本的に 200 平米を超えなかったら良いんでしょ。下をコンクリートでしないと、全部とるから。〇〇地区では玉ねぎ小屋をどんどん作っていった。小屋の下をコンクリートしていない。それは届出も何もしなくて良かった。コンクリートをしなかったら、届出しなくて良かった。独立基礎だったら良い。連結しとる状態だったら、届出が必要。

事務局 農業用倉庫であれば、面積が 200 平米を超えなければ届出で済みます。よくあるのがこの 4-1-8 の届け出て、農業用倉庫を建てて、しばらく経ってから非農地証明願が出て宅地にするっていうパターンですね。転用は転用なので、転用面積が 200 平米未満なので、転用許可は要らないよっていうだけのことです。

会 長 これは報告事項なので、この程度に留めておきます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和 7 年 6 月の農業委員会総会を終わります。